

# 自転車に乗る皆さん、 自転車保険に入っていますか？

近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいます。万が一の事故に備えるため、県では令和3年10月から自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化しています。

## 🚲 まずは自転車のルールをチェック！

**!** 自転車は道路交通法上で軽車両であり、車と同様に交通ルールを守らなければ処罰の対象になります

- ☑️ 自転車は車道の左側を走らなくてはなりません  
※13歳未満・70歳以上・身体障害者が通行する場合や車道を走ると危ない場合等を除く。
- ※やむを得ず歩道を走る場合は歩道の車道寄りを徐行。
- ☑️ 「並進可」の標識がない場合は2台以上で道路を並んで走ってはけません
- ☑️ ヘルメットの着用は努力義務です

## 🚲 自転車損害賠償責任保険等に加入しているかチェック！

実際にあったケースとして、小学5年生が自転車で歩行者と衝突し、9500万円の賠償を請求されました。



自転車事故に備えて

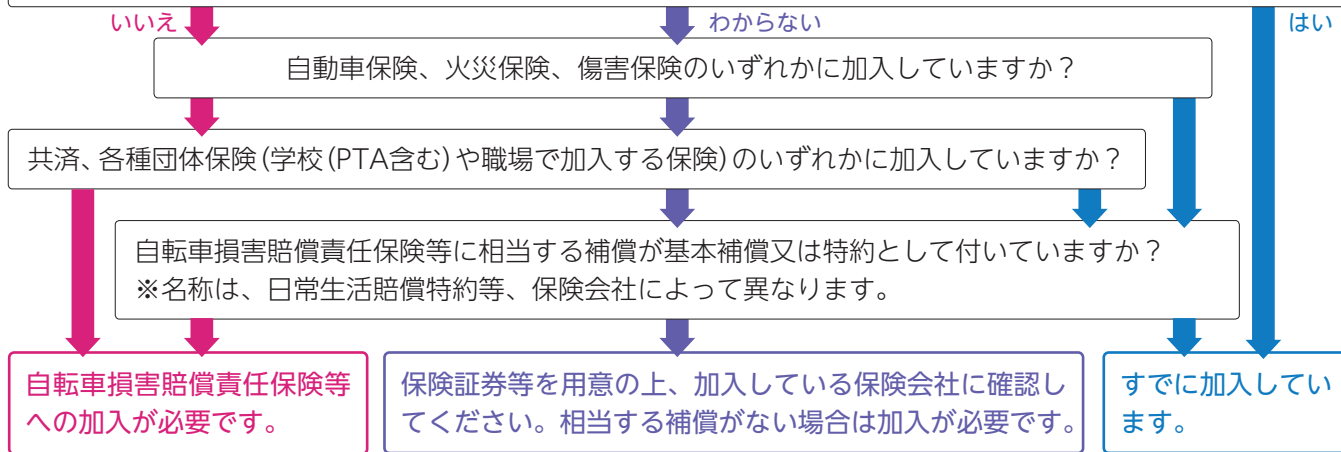
## ! 自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車の利用によって他人の生命又は身体を害してしまった場合に、損害を補償する保険又は共済のことで、自動車保険や火災保険、傷害保険等、他の保険の特約として付帯されている場合があるため、下のチェック表で確認しましょう。

### [自転車損害賠償責任保険等の加入状況チェック表]

➡️ いいえ   ➡️ わからない   ➡️ はい

自転車利用中の事故によって他人にけがをさせてしまった場合等に備え、損害を補償できる保険等に加入していますか？ ※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します(期限有)。



※自転車損害賠償責任保険等には様々な種類があります。自身に合った保険を選んでください。

出典：愛知県

## 🚲 TSマーク付帯保険の加入・更新費用の一部を補助します

自転車の点検整備(有料)をすると、TSマーク付帯保険に加入できます。保険の期限は1年、賠償責任補償限度額は1億円です。市では加入・更新費用の一部を補助しています。



- 補助金額 500円
- 補助要件 本市に住所を有し市税の滞納がないこと、市認定の「まちの自転車屋さん」(下記QRコード参照)で点検・整備を受けること
- 申請方法 通帳、領収書、TSマーク加入証、印鑑(認印)を持って都市計画課へ  
※令和3年度に点検を受けた場合は3月31日(木)までに申請してください。  
※郵送での申請も可。詳細は右記QRコードから市HP参照。



◀まちの自転車屋さん  
ロゴマーク  
店頭のシールが目印です。